

境界確認申請書

横手市長 様

申請者(土地所有者)

住 所

氏 名

電話番号

代理人

住 所

氏 名

電話番号

下記の土地との境界を確認したいので、必要図書を添えて申請します。

記

- 1 土地の所在 横手市
- 2 申請理由 _____
- 3 添付図書 案内図 登記事項証明書 公図の写し
土地所有者一覧表 その他参考資料
委任状(代理申請の場合)

境界確認は、申請地と市長が管理する道路、水路等の公物の用に供されている土地との境界について、相互に意思の確認を行うものであります。そして境界の確認が成立した場合に、その確認の内容を将来にわたって明確にするため証書(境界確認書)の取り交わしを行うこととなります。

以上の趣旨をご理解され、申請にあたっては、以下の事項に十分ご注意ください。

記

- 1 境界確認を申請する方は、次の要件を具備しなければなりません。
 - (1) 行為能力を有すること。
 - (2) 申請地の所有権を有しているか、又は所有権者から委任を受けていること。
- 2 前記1にいう委任の例としては、おおむね次のような場合です。
 - (1) 測量士(測量士補を含む。以下同じ。)、土地家屋調査士、建築士等に境界確認に関する事務を委任するとき。
 - (2) 共有地について、一部の共有者が他の共有者に委任するとき。
 - (3) 遺産分割がなされていない共有地について、一部の相続人が他の相続人に委任するとき。
- 3 申請書は次の図書を添付してください。

(1) 案内図	代表的目的物から現地までの経路を示すもの。
(2) 公図の写し	法務局備え付けの公図を転写し、転写年月日を記載したもの。
(3) 土地所有者一覧表	申請地の隣接地等の所有者の住所及び氏名を一覧にしたもの。
(4) 土地登記事項証明書	申請地の土地登記事項証明書で、申請日の1月以内に交付を受けたもの。
(5) 委任状	様式は任意とする。(代理申請の場合)
(6) 戸籍謄本等	相続の場合、土地登記簿から所有権者が誰であるか不明の場合は添付する。
(7) その他参考資料	境界確認するうえで参考となる申請地の実測図、古図及び地引図等の資料がある場合は添付させるものとする。
- 4 同時に立会が必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、利害関係人、他の公物管理者及びその他参考人等に対する立会依頼については、申請者が行ってください。
- 5 境界確認が成立した場合は、境界確認書の取り交わしを行いますので、申請者は境界確認書を2部提出してください。
- 6 境界杭は、境界確認書の取り交わしを行った後、速やかに地域局産業建設課と立会のうえ、申請者が設置してください。
- 7 境界確認の結果、地図訂正等の登記を行う必要がある場合は、その手続きを行ってください。
- 8 その他境界確認に関して疑義がありましたら、地域局産業建設課にお問い合わせください。